



熟土第 72-22 号の 2

平成 15 年 2 月 28 日

静岡地方法務局熱海出張所長 様

静岡県熱海土木事務所長



都市計画法第 31 条の規定に基づく命令について

このことについて、下記のとおり命令しました。
別添写しのとおり命令書を送付したのでお知らせします。

記

- 1 土地の所在地
熱海市伊豆山熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted]
宇水立 [redacted]
- 2 命令を受けた者の住所・氏名
[redacted]
- 3 命令した日
平成 15 年 2 月 28 日
- 4 命令した理由
 - (1) 都市計画法第 30 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していること。
 - (2) (1) のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。
 - (3) (1) 及び (2) から、工事施行者が、都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。
 - (4) 命令を受けた者は、熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted] の土地において、都市計画法第 29 条第 1 項に違反して開発行為を行い、都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くに至ったこと。
- 5 命令した内容
平成 14 年 12 月 26 日付け熟土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。
また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 17 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
- 6 貴職に送付した理由
事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害する恐れがあるため。

担 当 部 市 計 画 課
電 話 番 号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110